

# 令和2年度財政的援助団体等監査

## 1 監査の概要

### (1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和2年度の財政的援助団体等監査

### (2) 監査の対象

令和元年度及び令和2年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

### (3) 監査の実施

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助団体」という。）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）のうち、35団体について、令和2年7月から令和3年2月まで実施した。

（参考）

区 分	実 施 団 体 数
補 助 団 体	19
出 資 団 体	11
指 定 管 理 者	4
合 計	35

### (4) 監査の主眼

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は財政的援助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

## 2 監査の結果

### (1) 結果の概要

監査を実施した35団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、32団体においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の3団体においては、次のとおり是正又は改善を要する3件の文書注意事項があった。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

※指摘事項（法令、規則等に反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

※文書注意事項（指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要が認められるもの）

### (2) 監査結果の報告等

区 分	監査結果の報告・公表	監査結果に対して講じた措置
議会、知事部局	報告：令和3年3月26日	知事部局からの通知（令和3年5月18日付）
教育委員会	公表：令和3年3月30日	教育委員会からの通知（令和3年5月25日付）

### (3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

所管部	団体名	事項の内容	講じた措置の内容
くらし保健福祉部	社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会	生活福祉資金貸付金について、未償還金が多額となっている。（未償還額3億3,881万9千円） （生活福祉資金貸付補助金） （社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会運営費補助金） （鹿児島県福祉サービス利用支援事業補助金） （鹿児島県ボランティアセンター活動事業費補助金）	1 県の指導、監督の強化 低所得世帯等への貸付という資金の性格も踏まえつつ、債権管理の強化に努めるよう、引き続き鹿児島県社会福祉協議会への指導を徹底していく。  2 当該団体の講じた改善措置 (1) 滞納世帯及び借受関係者への督促状の送付や市町村社会福祉協議会・民生委員と連携した償還指導など、引き続き債権管理の強化に努めることとした。

		<p>(鹿児島県社会福祉センター管理運営費等助成事業補助金)</p> <p>(鹿児島県福祉サービスに関する苦情解決事業補助金)</p> <p>(鹿児島県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金)</p> <p>(鹿児島県福祉施設経営指導事業費補助金)</p> <p>(鹿児島県すこやか長寿社会運動推進事業補助金)</p> <p>(鹿児島県地域福祉振興基金貸付金)</p>	<p>(2) 償還困難案件については、市町村社会福祉協議会を通じての状況調査や個別訪問を実施し、償還免除要件に該当しないかを検討するなど、引き続き適切な処理に努めることとした。</p>
土木部	鹿児島県住宅供給公社	<p>経営健全化計画に取り組んでおり、当期純利益が黒字となったが、依然として債務超過額が多額となっている。(債務超過額27億5,738万円)</p> <p>(鹿児島県住宅供給公社出資金)</p> <p>(鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金)</p> <p>(鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を支援し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 住宅メーカーと協働した住宅完成見学会の開催をはじめ、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売や、フリーレント制度等を活用した賃貸施設等の入居促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行うこととしている。 今後とも、分譲資産の早期売却や賃貸施設等の空室解消を図るなどの収支改善及び有利子負債の早期解消に向けた取組を進め、一層の経営改善に努めることとした。</p>
教育委員会	公益財団法人鹿児島県育英財団	<p>育英奨学金貸付金について、未償還額が多額となっている。(未償還額4億3,007万2千円)</p> <p>(公益財団法人鹿児島県育英財団出捐金)</p> <p>(鹿児島県育英財団補助金)</p> <p>(奨学金返還支援基金負担金)</p> <p>(鹿児島県育英奨学資金貸付原資貸付金)</p> <p>(大学等入学時奨学金貸付金)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 学校との連携や法的措置、債権管理協力員の実効性のある滞納対策など、多額の未償還額の縮減に向けて、引き続き助言・指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 育英奨学金返還額の未償還額については、これまでも、毎年開催される公立・私立高等学校長会において、滞納者の実態を説明し、在学中における奨学生の返還意識の確立、新規卒業者に対する返還意識の徹底を図ることにより、卒業生が新規滞納者とならないよう未然防止に努めている。また、滞納者となっている卒業生への返還指導を依頼するなど学校と連携した取組を行っている。 さらに、滞納者に対しては、文書督促、電話督促等、通常の督促業務に加え、法的措置及び債権管理協力員による訪問督促等、実効性のある滞納対策に取り組んでいるところであるが、多額の未償還額の現状を踏まえ、引き続き工夫改善しながらその縮減に努めてまいりたい。</p>